

確認申請手数料 西日本エリア（愛知県以西）

株式会社J建築検査センター

以下の3項目に全て該当する場合、適用します。

- ①申請地：愛知県以西（愛知県、岐阜県、富山県以西）
- ②申請代理者：愛知県以西に事務所を置く代理者
- ③申請支店：大阪支店、福岡支店（紙申請、電子申請含む）

1. 確認検査基本手数料

(単位：円)

区分	床面積	確認申請 基本手数料	中間検査 基本手数料	仮使用認定 基本手数料	完了検査 基本手数料 省エネ適判なし	完了検査 基本手数料 省エネ適判あり
法6条の4による確認の特例有の建築物	0 - 100 m ² 以内	45,000	35,000		40,000	
	100 - 200 m ² 以内	65,000	45,000		50,000	
区分	床面積	確認申請 基本手数料	中間検査 基本手数料	仮使用認定 基本手数料	完了検査 基本手数料 省エネ適判なし	完了検査 基本手数料 省エネ適判あり
一戸建て (構造込み)	0 - 100 m ² 以内	62,000	40,000		45,000	54,000
	100 - 200 m ² 以内	86,000	50,000		55,000	66,000
	200 - 500 m ² 以内	122,000	88,000		90,000	108,000
区分	床面積	確認申請 基本手数料	中間検査 基本手数料	仮使用認定 基本手数料	完了検査 基本手数料 省エネ適判なし	完了検査 基本手数料 省エネ適判あり
その他の 建築物 (旧法6条 4号で上記 に該当しない ものを含む)	0 - 100 m ² 以内	78,000	54,000	144,000	58,000	70,000
	100 - 150 m ² 以内	102,000	62,000	168,000	64,000	77,000
	150 - 300 m ² 以内	126,000	90,000	192,000	90,000	108,000
	300 - 500 m ² 以内	162,000	120,000	216,000	132,000	158,000
	500 - 1,000 m ² 以内	210,000	132,000	240,000	156,000	187,000
	1,000 - 2,000 m ² 以内	260,000	174,000	264,000	216,000	259,000
	2,000 - 3,000 m ² 以内	350,000	192,000	288,000	264,000	317,000
	3,000 - 4,000 m ² 以内	420,000	224,000	312,000	300,000	360,000
	4,000 - 5,000 m ² 以内	480,000	264,000	348,000	360,000	432,000
	5,000 - 6,000 m ² 以内	540,000	318,000	384,000	420,000	504,000
	6,000 - 8,000 m ² 以内	600,000	330,000	420,000	480,000	576,000
	8,000 - 10,000 m ² 以内	720,000	384,000	456,000	540,000	648,000
	10,000 - 20,000 m ² 以内	840,000	420,000	492,000	600,000	720,000
	20,000 - 30,000 m ² 以内	960,000	504,000	660,000	720,000	864,000
	30,000 - 40,000 m ² 以内	1,080,000	576,000	739,000	840,000	1,008,000
40,000 - 50,000 m ² 以内	1,200,000	660,000	818,000	960,000	1,152,000	
50,000 - 100,000 m ² 以内	1,680,000	924,000	1,056,000	1,080,000	1,296,000	
100,000 - 200,000 m ² 以内	2,160,000	1,140,000	1,452,000	1,560,000	1,872,000	
200,000 m ² を超えるもの	2,880,000	1,380,000	1,782,000	1,800,000	2,160,000	

・法第6条の4による確認の特例有の建築物で構造審査が必要な建築物は、その他の建築物の欄の手数料とします。

・一戸建ての住宅で500m²を超える場合は、その他の建築物の欄の手数料とします。

・中間検査の面積は、当該特定工程の部分までの床面積の合計とします。

・中間検査、完了検査及び仮使用認定には、基本手数料の他に「6. 検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」が必要となります。

・仮使用認定にて省エネ適判の検査が必要な場合は、仮使用認定基本手数料の20%の料金が加算されます。

・省エネ適判を他機関にて実施した仮使用認定・完了検査は、その基本手数料の20%の料金が加算されます。

・仮使用認定を実施した場合の完了検査の基本手数料を算出する床面積は、仮使用中の範囲に関わらず、確認申請の床面積によります。

・完了検査で、非住宅を標準建物法、住宅を仕様基準以外の方法（長期優良・設計性能評価等含む）による場合、基本手数料に20%加算されます。

・完了検査で、省エネ適判を適用した棟数が2以上ある場合は、1棟毎に完了検査基本手数料の10%が加算されます。

2.申請方法・意匠設備省エネ関係加算手数料

(単位：円)

加算項目		手数料	
省エネ基準省 令に基づく基 準による審査 (仕様基準)	一戸建ての住宅・併用住宅の住宅部分	25,000円	
	共同住宅・長屋等	基本料金・棟毎	60,000円
		戸・あたり	3,000円
申請	紙による確認申請	2,000円	
検査副本	副本（控え）への受付印等の押印	2,000円	
天空率	各種天空率（領域の数に関わらず一律）	基本手数料×10%	
増築等	用途変更、増築、改築、移転、大規模な模様替え・修繕（新ガイドライン調査によるものを除く）	基本手数料×40%	
各種検証法	区画避難安全検証法（検証する区画の数ごとに加算で、合計40%を上限とする）	基本手数料×20%	
	階避難避難安全検証法（検証する階数の数ごとに加算で、合計40%を上限とする）	基本手数料×20%	
	全館避難安全検証法	基本手数料×40%	
	防火区画・耐火性能検証法	基本手数料×40%	

・表に該当しない性能規定等は別途お見積りいたします。

・増築等で既存部の審査が過半を占めるもの、既存部の構造計算の審査を要するもの、別途見積もりとする場合があります。

・検査済証が無く、新旧交省ガイドラインに則る設計者による調査を基とする増築等の場合、別途見積もりとなります。

・省エネ標準計算（省エネ適判）と仕様基準を併用する場合、省エネ適判の手数料とは別で、確認申請手数料に仕様基準の手数料が加算されます。

3.構造関係加算手数料

(単位：円)

加算項目		手数料
Exp-J等で構造上分離しているもの、又は2棟以上あるもの（追加される棟ごとに）		基本手数料×20%
限界耐力計算又は免震（大臣認定を除く）等の審査を要するもの		基本手数料×20%
構造計算ルート2で構造適合性判定の申請をしないもの		150,000
建築物全体の応力を構造計算一貫プログラムによらずに解析したもの		60,000
特定天井等 の審査	特定天井	180,000
	落下防止措置	360,000
土砂災害特別警戒区域内で居室を有するもの		60,000

・適用される棟ごとに加算されます

・構造計算一貫プログラム以外のもの：MIDAS GEN、Multiframe

4.軽微変更をする場合の追加手数料

(単位：円)

追加項目	手数料
軽微な変更説明書	0円/回

5.計画変更手数料・完了検査追加説明書手数料

(単位：円)

①直前の確認済証の交付を当社から受けている計画変更確認の申請手数料

計画変更の種別	手数料
構造強度にかかる審査を要する計画変更	基本手数料×60%
構造強度にかかる審査を要しない計画変更	基本手数料×40%
うち、変更内容が小規模な計画変更（※）	基本手数料×20%

（※）小規模な計画変更とは次のいずれかに該当する変更

イ) 建築物の外形変更を伴わず、高さ関係の再審査を要しない敷地形状の変更（配置変更を含む）

ロ) 高さ関係の再審査を要しない部分的かつ小規模な地盤レベルの変更

ハ) 局所的な間仕切り壁の位置、外壁開口部の大きさ、位置の変更

ニ) その他上記同等以内の小規模な変更と認められるもの

②直前の確認済証の交付を当社から受けていない計画変更確認の申請手数料

直前の確認済証の交付を当社から受けていない計画変更確認の申請手数料は「確認申請手数料（第2条）」の規定を適用する。

③完了検査追加説明書の手数料

計画変更手数料と同額とします。

④計画変更・完了検査追加説明書で新法（令7.4.1施行）への法適合確認が必要な場合、手数料（表1～3）が適用されます。

6. 検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費

<渋谷支店・八重洲支店> ※距離は渋谷支店からの直線距離で算定します。※島しょ部は別途お見積りいたします。

(単位：円)

地域区分	地域	出張交通費
地域：A	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のうち概ね50km以内	2,200
地域：B	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のうち概ね50km超（※）	7,700
地域：C	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	16,500
地域：D	長野県、静岡県、新潟県、福島県	44,000
地域：E	宮城県、山形県	55,000
地域：F	岩手県、秋田県、青森県	66,000
地域：G	北海道、地域A～F以外の地域	別途お見積り

・建築地が最寄り公共交通施設（駅舎等）から著しく遠い場合は別途割増手数料が追加される場合があります。

※東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のうち、以下の市区町村の場合は地域：Bの手数料となります。

東京都 奥多摩町、桧原村

神奈川県 秦野市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、南足柄市、小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町

千葉県 成田市、香取郡、香取市、銚子市、旭市、富里市、匝瑳市、山武郡、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、長生郡、いすみ市、勝浦市、富津市、館山市、南房総市、鴨川市、君津市、安房郡、夷隅郡

埼玉県 飯能市、秩父市、加須市、東村山市、越生町、羽生市、行田市、熊谷市、滑川町、嵐山町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、皆野町、東秩父村、小川町、寄居町、長瀨町、神川町、美里町、上里町、本庄市、深谷市

<大阪支店> ※距離は大阪支店からの直線距離で算定します。※島しょ部は別途お見積りいたします。

(単位：円)

地域区分	地域	出張交通費
地域：A	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県のうち概ね50km以内	0
地域：B	兵庫県、京都府、奈良県のうち概ね50km超（※）	7,700
地域：C	滋賀県、和歌山県	16,500
地域：D	福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県	33,000
地域：E	香川県、徳島県、愛媛県、高知県、鳥取県	44,000
地域：F	-	55,000
地域：G	-	66,000
地域：H	沖縄県、地域A～G以外の地域	別途お見積り

・建築地が最寄り公共交通施設（駅舎等）から著しく遠い場合は別途割増手数料が追加される場合があります。

※兵庫県、京都府、奈良県のうち、以下の市区町村の場合は地域：Bの手数料となります。

兵庫県 丹波篠山市、加東市、小野市、明石市、加古郡、加古川市、高砂市、加西市、西脇市、丹波市、多可郡、神崎郡、朝来市、豊岡市、養父市、宍粟市、姫路市、太子町、たつの市、美方郡

相生市、赤穂市、佐用町、上郡町、淡路市、洲本市、南あわじ市

京都府 京都市、南丹市、京丹波町、綾部市、舞鶴市、福知山市、宮津市、与謝野町、伊根町、京丹後市

奈良県 宇陀市、五條市、曾爾村、御杖村、東吉野村、川上村、黒滝村、天川村、上北山村

下北山村、野迫川村、十津川村

<福岡支店> ※島しょ部は別途お見積りいたします。

(単位：円)

地域区分	地域	出張交通費
地域：A	福岡県① 佐賀県①	0
地域：B	福岡県②、佐賀県②	7,700
地域：C	福岡県③、佐賀県③	16,500
地域：D	熊本県①、長崎県①、大分県①、山口県①	33,000
地域：E	熊本県②、長崎県②、大分県②、山口県② 宮崎県①、鹿児島県①、広島県①、島根県①	44,000
地域：F	宮崎県②、鹿児島県②、広島県②、島根県②	55,000
地域：G	-	66,000
地域：H	地域A～G以外の地域	別途お見積り

・建築地が最寄り公共交通施設（駅舎等）から著しく遠い場合は別途割増手数料が追加される場合があります。

- 福岡県① 福岡市、飯塚市、糸島市、大野城市、小郡市、春日市、北九州市、久留米市、古賀市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、中間市、福津市、宗像市、宮若市、直方市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町
- 福岡県② 朝倉市、うきは市、大川市、大牟田市、嘉麻市、田川市、行橋市、みやま市、八女市、柳川市、糸田町、大木町、苅田町、広川町、川崎町、福智町、香春町、大任町、添田町、東峰村
- 福岡県③ 福岡県①②以外の区域
- 佐賀県① 鳥栖市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町
- 佐賀県② 佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、小城市、神崎市、玄海市、大町町、江北町、白石町
- 佐賀県③ 佐賀県①②以外の区域
- 熊本県① 熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、合志市、玉東町、南関町、長州町、和水町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町
- 熊本県② 熊本県①以外の区域
- 長崎県① 長崎市、佐世保市、諫早市
- 長崎県② 長崎県①以外の区域
- 大分県① 大分市、別府市、中津市、日田市、宇佐市、豊後高田市、杵築市、由布市、日出町、九重町、玖珠町、国東市
- 大分県② 大分県①以外の区域
- 宮崎県① 宮崎市、えびの市、小林市、都城市、高原町、三股町
- 宮崎県② 宮崎県①以外の区域
- 鹿児島県① 鹿児島市、阿久根市、始良市、伊佐市、出水市、いちき串木野市、薩摩川内市、日置市、さつま町、湧水町
- 鹿児島県② 鹿児島県①以外の区域
- 山口県① 山口市、下関市、山陽小野田市、宇部市、美弥市、防府市、周南市
- 山口県② 山口県①以外の区域
- 広島県① 広島市、廿日市市、大竹市、呉市、東広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市
- 広島県② 広島県①以外の区域
- 島根県① 浜田市、益田市、津和野町、吉賀町
- 島根県② 島根県①以外の区域

【検査について】

- ・検査対象面積が2,000m²を超え、検査員と補助員の複数名となる場合は、複数名分の割増料金を加算します。
 - 検査員の追加1名毎に+ ¥ 50,000、補助員の追加1名毎に¥30,000（追加1名毎に上記出張費が加算されます）
 - ・他機関で確認を受けた物件の検査料については、当該検査料に中間の場合1.2を、完了の場合には1.5を乗じた金額とします。
 - ・検査時間連絡後のお客様（申請者）の都合による検査予定日の変更・取消に関しては、変更・取消手数料を別途申し受けます。
- | | |
|--------------|-------------|
| 検査予定日より3営業日前 | : 支払総金額の20% |
| 検査予定日より2営業日前 | : 支払総金額の30% |
| 検査予定日の前日 | : 支払総金額の50% |
| 検査予定日当日 | : 支払総金額の全額 |

【消費税について】

- ・「6. 検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」以外是非課税です。

別表2 建築設備及び工作物に関する手数料

1 建築設備 申請手数料

(単位:円)

	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
昇降機(エスカレーター、エレベーター)	40,000	30,000	50,000
ホームエレベーター	35,000	25,000	35,000
小荷物専用昇降機(段差解消装置含む)	30,000	20,000	30,000

※計画変更手数料は、確認申請手数料の半額とする。

※紙による確認申請の場合は、別途2,000円が追加となります。

※検査副本(控え)への受付印等の押印を必要とされる場合は、別途2,000円が追加となります。

2 工作物申請手数料

(単位:円)

		確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
工作物 [令138条第1項]	同項各号にあげる工作物	46,000	45,000	45,000
工作物 [令138条第2項]	同項第1号工作物			
	同項第2号及び3号工作物 (水平投影面積10㎡、高さ5m以下) 同項第2号及び3号工作物 (水平投影面積10㎡、高さ5mを超えるもの)			
工作物 [令138条第3項]	同項各号にあげる工作物	※別途お見積りいたします		

※上記手数料以外に追加手数料が発生する場合がございますので、◆別表1 建築物に関する手数料内の

「6 検査料及び仮使用認定手数料に加算される出張交通費」及び「5③完了検査追加説明書手数料」をご確認ください。

※紙による確認申請の場合は、別途2,000円が追加となります。

※検査副本(控え)への受付印等の押印を必要とされる場合は、別途2,000円が追加となります。